

神戸市看護大学情報化推進委員会規程

(目 的)

第1条 神戸市看護大学（以下「本学」という。）教授会規程第6条の規定に基づき、神戸市看護大学情報化推進委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報セキュリティ対策基準に関する事項
- (2) 情報化推進の企画・立案に関する事項
- (3) 情報基盤の整備・運用に関する事項
- (4) 教育研究に関わる情報機器の整備・維持管理に関する事項
- (5) 学生および教職員への教育研究における情報化支援に関する事項
- (6) その他本学の教授会が付託する事項

2 前項の所掌事項に付随する業務を行うために情報センターを置く。

(構 成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 情報センター長
- (3) 副情報センター長
- (4) 拡大教授会で選出された者 若干名
- (5) 事務局総務課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長は情報センター長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選出し、補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会に関する庶務は、情報センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年7月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この規程をもって、従前の「神戸市看護大学学内情報システム運営委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。